

資料3

知多半島圏域の介護保険施設等整備計画（網掛けは今回協議、*は協議済み、は計画数変更）

1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)整備計画

	20年度末の 設置状況	年度別整備計画				整備後の設 置状況 <A>	整備 可能数 A B A V	
		21年度	22年度	23年度	計			
半田市	190		*29(増設) 0→1(増設)		30	220	整備 可能数 A B A V	
常滑市	160				0	160		
広知 域多 連北 合部	東海市	160	第5期計画 前倒しで1 追加	*100(新設)	100	260		
	大府市	230		100(新設)	100	330		
	知多市	190		100(新設)	100	290		
	東浦町	160			0	160		
阿久比町	80				0	80		
南知多町	140	*20(増設)			20	160		
美浜町	140				0	140		
武豊町	160				0	160		
計	1,610	20	30	300	350	1,960		
第4期愛知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）整備目標数値 = 1,948								0

2 介護老人保健施設(老人保健施設)整備計画

	20年度末の 設置状況	年度別整備計画				整備後の設 置状況 <A>	整備 可能数 A B A V	
		21年度	22年度	23年度	計			
半田市	200	*15(サテライト型)		*100(新設)	115	315	整備 可能数 A B A V	
常滑市	100				0	100		
広知 域多 連北 合部	東海市	250			0	250		
	大府市	100			0	100		
	知多市	246			0	246		
	東浦町	100			0	100		
阿久比町	214				0	214		
南知多町	0				0	0		
美浜町	122				0	122		
武豊町	100				0	100		
計	1,432	15	0	100	115	1,547		
第4期愛知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）整備目標数値 = 1,527								0

3 混合型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)整備計画

	20年度末の 設置状況	年度別整備計画				整備後の設 置状況 <A>	整備 可能数 A B A V	
		21年度	22年度	23年度	計			
半田市	126				0	126	整備 可能数 A B A V	
常滑市	30				0	30		
広知 域多 連北 合部	東海市	55		60(新設)	60	115		
	大府市	0	*60(新設)		60	60		
	知多市	54			0	54		
	東浦町	97		*30(新設) 0→10(増設)	20(新設)	60		157
阿久比町	0	*45(新設)	第5期計画 前倒しで10 追加		45	45		
南知多町	27				0	27		
美浜町	0				0	0		
武豊町	0				0	0		
計	389	105	40	80	225	614		
第4期愛知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）整備目標数値 = 418								0

(注) 取扱要領中の推定利用定員数の算出にあたっての係数は0.7

$$(389 \times 0.7 = 272) \downarrow$$

各施設ごとに $\times 0.7 = 268$

$$(614 \times 0.7 = 429)$$

各施設ごとに $\times 0.7 = 425$

関係条文等

1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○ 老人福祉法第15条第6項

都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

○ 介護保険法第86条

第四十八条第一項第一号の指定<指定介護老人福祉施設>は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 介護老人保健施設

○ 介護保険法第94条第5項

都道府県知事は、<中略>介護老人保健施設<中略。前掲1の条文と同旨>第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

3 混合型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)

○ 介護保険法第70条第4項

都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護<中略。前掲1の条文と同旨>第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

4 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領(愛知県 平成18年)

(意見聴取及び連絡調整を行う事項)

第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議(以下「推進会議」という。)においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。 <中略>

一 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(地域密着型(法第8条第20項)を除く。)

老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項

二 介護老人保健施設

法第94条第5項の許可に関する事項

三 介護療養型医療施設

法第107条第4項の指定に関する事項

四 特定施設(地域密着型(法第8条第19項)を除く。)

法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項

第4 2 <前略>混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

5 圏域保健医療福祉推進会議の運用について(愛知県 平成14年)

6(2)イ 事務局案の調整

関係者に意見を聴く場合は、基幹的保健所の長名で文書により招集し、別途会議(この会議を「ワーキンググループ」と称するものとする。)を開催するものとする。

6 介護基盤の緊急整備等について(平成21年5月28日厚生労働省老健局計画課)

6 第4期介護保険事業計画との関係

第5期計画期間(平成24~26年度)以降の将来において必要となることが見込まれる施設等について、策定済みの第4期計画を上回って、先取りして整備を進めていただくものである。<中略>必然的に第4期計画上の必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行っていただくこととなる